

広島県告示第九百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和八年九月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
神原こうじクリニック	尾道市浦崎町二七四六番地	令和八年八月一日
ほんだ歯科医院	尾道市高須町三八一九番地三	令和八年八月一七日
荒田歯科クリニック	大竹市西栄一丁目八番一九号	令和八年八月一日
訪問看護ステーションみどり	廿日市市宮内三丁目九番八一〇二号	令和八年九月一日
厚生連吉田訪問看護ステーション	安芸高田市吉田町吉田三六六六番地	令和八年七月一日